

# 一般社団法人日本ボクシング連盟

## 競技用品販売店審査会規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ボクシング連盟(以下「本連盟」という。)競技規則(以下「競技規則」という)第17条に定めるリング、同規則第21条に定めるグローブ、同規則 22 条に規定するヘッドガード(以下「競技用品」という)の販売店(以下「競技用品販売店」という)の指定を適正に実施するために、競技用品販売店審査会(以下「審査会」という)および競技用品販売店の指定等に関することを定める。

### (審査会の役割)

第2条 審査会は、競技用品販売店の選考について審議、決定する。

### (委員)

第3条 審査会に委員3名以上 5 名以下おく。

2 審査会の委員は強化委員会、審判部、事務局の中から競技用品に精通している者を理事会で選任し、会長が委嘱する。

3 審査会に審査会委員長(以下「委員長」という)1 名を置くこととし、審査会の委員のうちから互選により選任する。

4 委員長は審査会の議長となる。

5 委員長が欠け、または事故あるときは、あらかじめ指名された委員がその職務を行いまは代理する。

6 委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する提示総会の終結の時までとする。

7 任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された選考委員の任期は、退任した選考委員の任期の満了する時までとする。

8 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

### (審査会)

第4条 審査会は必要に応じて委員長が招集する。

2 審査会は委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

3 審査会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 やむを得ない理由のため、会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、当該委員が会議に出席し、かつ、議決したものとみなす。

5 委員長は、必要あると認めるとき、会議の招集を行わず、書面をもって委員の意見を求めることにより、会議の議決に代えることができる。この場合においては、委員長はその結果について、委員に報告しなければならない。

6 競技用品販売店となることを希望する者に、委員と特別の利害関係を有する者がいる場合、その者を販売店として選考する決定は、会議において、特別の利害関係を有する委員を除く委員の過半数が出席し、特別の利害関係者を有する委員を除く委員の過半数をもって決定する。

#### (議事録)

第5条 会議については、その経過及び結果を記録した議事録を作成する。議事録は、原則として非公開とする。

2 議事録には、委員長が記名捺印しなければならない。

3 議事録は、会議の日から十年間主たる事務所で保管する。

#### (選考基準)

第6条 競技用品販売店の選考は、別に理事会で定める選考基準に基づいて行う。

#### (指定手続き)

第7条 競技用品販売店となることを希望する者(以下「申請者」という)は事務局に所定の申請書を提出するものとする。

2 事務局は前項の申請書を審査会に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた委員長は審査会を開催して、申請者を協議用品販売店として指定をするか否かを審議、決定する。

4 審査会は、前項の審議結果について、業務執行理事会の承認を受けなければならない。

5 事務局は前項の承認を受けた審議結果を申請者に通知するものとする。

#### (初回説明)

第8条 事務局は、前条により競技用品販売店に指定された者に対し、具体的な検定方法を説明指導するものとする。

#### (定期確認)

第9条 事務局は3年に一度以下の頻度で競技用品販売店を訪問し検定実施状況について確認を行う。

2 事務局は、前項の確認において問題がある場合には、指摘をし改善を求めるものとする。

3 前項において改善が見られない場合は、審査会での審議を経て、指定を取り消すものとする。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

1. この規程は令和元年 5 月 19 日から施行する。
2. この規程は令和元年 6 月 1 日から改正施行する。